

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 459 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 459 回企業会計基準委員会（2021 年 6 月 14 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED¹に対するコメント・レターの総論の文案について**全般について**

2. 現行の IFRS の基準書の適用のみでは利用者に十分な情報が提供できてないという ED の懸念を共有するが、ED の収益モデル的な提案には賛同できないことを指摘し、代替案的を提案していくという ASBJ 事務局のコメント案の方向性を支持する。

範囲について

3. ASBJ 事務局は、範囲を限定することを提案しているが、範囲を限定することのメリットとデメリットを比較考慮すべきである。
4. 前項の点に関連して、範囲を限定するのであれば、その限られた範囲を対象として会計処理を規定していくアプローチと、会計処理ではなく注記で開示していくアプローチと比較して検討する必要があると考える。
5. ASBJ 事務局の提案では、本 ED の対象となる取引の特徴として、3 点を列挙している。しかし、このうち、「一定の地域に居住する等によって識別される顧客の集団が存在する」ことに関しては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲内においても同様の特徴を有する取引があると考えられるため、当該要件の必要性について検討を要するものと考えられる。
6. 今回対象となる権利及び義務は、「合意」から発生するものでない。「合意」は複数の当事者がいて初めて成立するものである。また、規制というからには必ず規制機関が存在するはずであり、法令による規制の場合は、規制機関はその法令制定の主体と考えられる。

¹ 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

測定について

7. 料金規制の実務では、規制が入ることによる収入と支出が、基本的には対称的な設計となっている。そのため、規制資産及び規制負債の測定において、その対称性を考慮した今回の ASBJ 事務局の提案には賛成である。
8. 税効果会計及び米国基準における料金規制会計においては、時間価値は考慮されていない。規制資産及び規制負債の測定において、時間価値を考慮すると実務上煩雑となるため、ASBJ のコメントにおいて時間価値の概念を入れていくことについては慎重に対応すべきであると考ええる。
9. 規制資産及び規制負債の測定に関しては、ED の考え方のどの部分に問題があり、そのため、どういった会計処理とすべきかを明確に説明することにより、ASBJ 事務局の提案が受け入れやすいものとなると考えられる。

以 上